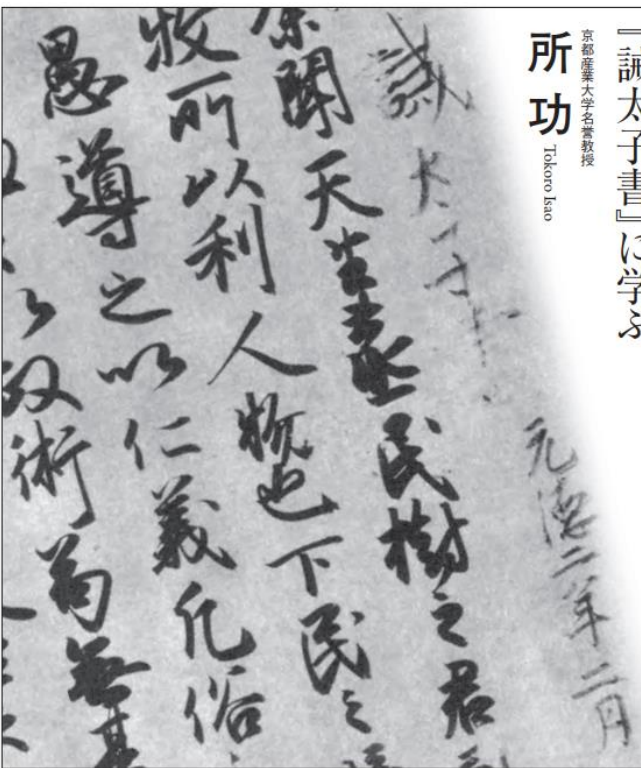


帝王学の真髄

『誠太子書』に学ぶ

京都産業大学名誉教授

所功 Tokoro Kyo



誠太子書「聖徳太子」(国立国会図書館デジタルコレクションより)

はじめに——「帝王学の教科書」

いわゆる帝王学の教科書と称されるものは、中国にも日本にも少くない。とりわけ著名なのは、唐第二代皇帝の太宗(李世民、在位六二六―六四九)が、貞観二十二年(六四八)自ら纏めた『帝範』四卷十二篇は、太子(皇嗣)に与えたものである。

また、この太宗と重臣(魏徵ら)との政治問答を纏めた『貞観政要』は、第六代皇帝中宗(在位七〇五―七一〇)の治政に役立つよう、史官の呉兢(六七〇―七四九)が十卷四十篇に編纂して上呈したものと、第九代皇帝玄宗(在位六七八―七三九)が一部(第四卷)を改編したものがある。

この両書は平安前期までに日本へ伝えられ、まさに帝王学の教科書として使われている。たとえば、第五代清和天皇(在位八五八―八七六)の侍読を務めた参議の大江山人(八一―八七七)が、勅命により『弘帝範』三巻を撰び、古事を抄出類別した『群籍要覧』四十巻を著している(三代実録、元慶元年十一月三日条)。共に伝存しないが、前者は『帝範』の解説書(進講用

か、後者は太宗の勅命により魏徵が編纂した『群書治要』五十巻に倣ってつくられたのである。

ついで、第五九代宇多天皇(在位八八七―八九七)は、寛平九年(八九七)三十一歳で讓位の際、自らの勉学と経験をふまえた天皇の心得を書き纏めて、皇太子敦仁親王(醍醐天皇(十三歳)に「遺誡」として与えられた。この「寛平御遺誡」は、全文の伝本がなく、残闕本の写本と諸書の引く逸文により復元するしかない。その残闕本の冒頭の「朕聞、未旦求衣之勤……新君慎之」という書き方などは、『帝範』に模した可能性がある。また『明文抄』(帝道部 所引の逸文に「天子、経史百家を窮めずと雖も……唯群書治要を早く誦習すべし」(原漢文)とあり、太宗の『群書治要』を特に重視されている。

一方、『貞観政要』も、宇多天皇の勅命により右大弁の藤原佐世(八四七―八九九)が寛平三年(八九九)ころ作成した『日本国見在書目録』(全一六七九〇巻の書目取載)に記されている。従って、少くとも宇多天

皇や醍醐天皇が『貞観政要』を読んでおられた可能性は高い。

また、第六六代一条天皇(在位九八六―一〇一三)の寛弘三年(一〇〇六)、式部大輔大江匡衡(九五―一〇二二)が、天皇の信任篤い左大弁の藤原行成から借りて写した『貞観政要』を天皇に進講している。ついで第八〇代高倉天皇(在位一二六八―一八〇)の安元三年(一一七七)、文章博士・東宮学士を務めた藤原永範(一一〇六―一八〇)が『貞観政要』を進講している。さらに、第八四代順徳天皇(在位一二二〇―一二三二)は、承久三年(一二三二)讓位して父君後鳥羽上皇と朝権回復の挙兵を決定されるに先立ち、やがて生まれる後継者、具体的には皇子懷成親王(仲恭天皇(二歳)のために纏め上げられたものが、『禁秘抄』である。

その「諸藝能事」の項に(書き下し)、「第一に御学問なり。それ学ばざれば、即ち古道に明らかならず、而して政をよくし太平を致す者、いまだあらざるなり。貞観政要の明文なり。鴻才までは然らずと

も、浅才は見苦しき事なり」とある。これは既に宇多天皇の「寛平御遺誡」を受け継いで『貞観政要』を精読しておられたことを示すものといえよう。

このように少くとも平安以来の好学な天皇は、唐から伝えられた『帝範』『貞観政要』や『群書治要』を身近に置き、帝王(天皇)の心得書として重点的に学んでおられたことがわかる。しかも、それを皇位の継承者らに推奨されている『寛平御遺誡』も『禁秘抄』も、天皇親撰の帝王学教科書として、後世に大きな影響を及ぼしている。

花園天皇の即位・讓位の事情

このような唐風(儒教流)の帝王学を真剣に学ばれ、後継の皇太子へ何とか伝えようとした聖主が、第九五代の花園天皇である。本稿では、それを見事な名文と真蹟で記された『誠太子書』について紹介したいが、その前に同天皇の生涯を略述しよう。

鎌倉時代の皇位継承には、承久の変

(二二二)以後、朝廷の内紛と幕府の干渉に左右されたことが多い。とりわけ第八八代後嵯峨上皇が後継の治天の君を確定せずに崩じられたところ、第八九代後深草上皇の院政とするか、第九〇代龜山天皇の親政とするかを、幕府に相談して決定された。その結果、龜山天皇の後に立てられた第九一代後宇多天皇のA系統(大覚寺統)と、その次に立てられた第九二代伏見天皇のB系統(持明院統)との間で、交互に皇太子となり天皇に至ることになってしまった。

ついで、B第九三代後伏見天皇の後はA第九四代後二条天皇が立てられ、父君の後宇多上皇が院政を行われた。この後宇多上皇としては、B系統の九二代・九三代と二代続いたのだから、A系統の第九四代の後も同系統で続けたいと考え、幕府の支持を得るために働きかけておられたが、その最中に延慶元年(三〇〇八月、後二条天皇二十四歳)が急逝された。そこで俄かに親王とされ天皇に立てられたのが、A系統の富仁親王「花園

天皇(十二歳)である。

この天皇は、永仁五年(二二九七)三代前の伏見天皇(三十四歳)の第四皇子として、洞院季子(三十三歳)との間に誕生された。しかし翌年、九歳上の異母兄胤仁親王「後伏見天皇が第九三代に即位されていたから、次の九四代にA系統の後二条天皇が立たれた後、B系統へ皇位が戻ってくるとしても、兄君に皇子が誕生されるならば、御本人の出番はないと思われることであろう。

ところが、上記の事情により十二歳で即位された花園天皇は、十年近い在任中、前半に父君の伏見上皇、後半に兄上の後伏見上皇が院政を行われた。しかも、文保元年(一二二七)、次の皇太子をA尊治親王「第九六代後醍醐天皇と定められた。その皇太子が三十一歳となられたので、元亨元年(二二二二)十二月、十二歳で讓位を余儀なくされている。

このような事情により、ほぼ二十歳代に在位された花園天皇には、政治的に顕著な治績が見あたらない。しかし、在位

中も讓位後の三十年間も、和歌の研鑽に励まれ仏道の修養にも努めるなど、文化的な見識を高め周辺に伝えておられる。その最たるものが『誠太子書』(太子を誡める書)にほかならない。

『誠太子書』の書き下し通釈

この花園天皇は、讓位十二年後の元徳二年(二二二二)二月、次の次に皇位繼承を予定されていた甥の量仁親王(のち北朝初代光厳天皇)のために『誠太子書』を記し示された。その宸筆全文が長らく伏見宮家に伝わり、現在は宮内庁書陵部(図書寮文庫)に所蔵され、しかも精密な複製が出版されている。

その原文翻刻は、東京帝大教授の辻善之助博士が『聖徳余光』(のち『皇室と日本精神』再録)に収められている。ここには、それを参考にしながら、さらに読み易くするため、原漢文を省いて書き下し文に少し語釈を加え、以下に紹介させていた。この(原漢文に句読点・返点を付して、<http://tokoroisao.jp>に掲載した。)

太子(量仁親王)を誡める書

(一)余花園天皇が聞いてること、に、「天は蒸民庶民をこの世に生じて、この天が君(君主)を立てて人々を治めさせるのだ」という。それが人々に役立つ理由である。下々の民が暗愚ならば、これを仁義に愛と道義の心で導き、平凡な俗人が無知ならば、これを政術(政治の仕方)で治める必要がある。

もしその仁義と政術の才能が無いのであれば、その位(地位)に居ることはできない。人臣がそれぞれ官職を失うならば、なお天事(天の自然な時機)を乱すことになり、鬼瞰(天の咎め)を逃れることができない。まして君子で重要な君位に居る者は、慎み懼れなければならない。

(二)そこで、(汝)太子(量仁親王)について申せば、宮人(宮中の女官たち)の手で大事に育てられ、いまだ人々の意切迫した状況を存じない。常に綺麗な衣服を着て、それを織紡織り紡ぐことの労役が大変なことに思い至らない。鎮に(い

つも)稲梁の珍膳(立派な料理)に飽いてしまいがち、いまだ稼穡(耕作)の艱難をご存じない。国家のためにまだ少しも功がなく、人々のために僅かな恵みもない(ことを自覚してほしい)。

ただ単に先祖(先祖の歴代天皇)の余烈(おかげ)というだけで、猥(わ)けもなく万機の重任(万事を統べる重い天皇の任務)に上ろうとしている。徳が無いのに謬(みだ)って王侯(貴族)の上に身を任せ、功も無いのにかりそめに人々の間に臨むというのは、どうして恥しくないのか。また、詩経・書経や礼楽礼儀と音楽は人々の風俗を治める道であるが、この四つのうち何ができるか、太子みずから省みてほしい。

もし溫柔敦厚(温厚篤実)の教を体得し、疏通知遠(筋道が通り將來を知る)の道の極意に達しておられるならば善い。しかし、それだけではなお足りないことを恐れる。ましていまだこれらの道徳(人としての正しい道)を備えていなければ、どうして重い位の天皇となることができようか。これは求めて為す所では無い。

たとえば、網を捨てて魚が羅(お)のを待ち、耕(う)えずに穀物の成熟するのを期待するようなもので、これを得ることは難しにちがいない。仮に勉強してこれを得たにせよ、おそらくこれを自分のものとすることができない。そのため、秦は始皇帝(姓は嬴、名は政が強いといつても、二代目で滅び漢の代となった。隋も煬帝は盛んであったが、次代に滅び唐の代となったのである)。

(三)しかるに、諂諛(おもねりへつらう)の愚人が、思い込んでいるところによれば、「吾が朝は、皇胤一統(皇室の血統が一つに繋がっていること)である。従って、彼の外国(中国など)が君徳により鼎(たて)を遷(うつ)し(主権を易え、勢力により帝権を争うのとは異なるのだから、わが国では君徳が微少であっても、隣国が皇位を窺(ねが)視する(盗み取る)ことはありえず、政治が乱れたとしても皇位を異姓に篡奪される(皇族以外の俗姓をもつ者に奪い取られる)の恐れもない。これは宗廟社稷(先祖と天地の神々)の助けであり、他の国に卓(た)抜(は)き

出て勝れていること)だからである。

それゆえ、僅かでも先代の余風を受け継ぎ、大した悪いことをして国を失うようなことさえなければ、守文の良主(守るだけの良い主)として、これで足りるはずだ。どうして君徳が唐虞(とうこ)夏以前の陶唐(とうとう)堯(とう)と有唐(とう)舜(しゆん)に及ばないとか、感化が粟陸(むろくに)無為にして化した粟陸氏に等しくないといつて恨むのか」という。士女の無知な者は、この話を聞いて、皆いかにその通りだとしているようだが、自分の思うに、これは深い謬りである。

(4)何となれば、釣鐘は響を畜えているものだが、九乳(九つのイボがある鐘の異称を叩かないで、誰が音を発しないといえようか。また明鏡は影を含むものだが、万象(あらゆる物の形)がそこに臨まないで、誰か影を照さないといえようか。このように事迹がいまだ顕われなくても、物理(事物の理由)は炳然(明白)である。ゆえに孟詞は「孟子(梁惠王下)の問答で、周の武王が紂王(帝辛)の家臣でありながら主君を討つたことについて、紂

は「仁」も「義」もない「残賊の人」(「未だから、武王は君を誅したことになる」と説いている。だから徳の薄い者が神器(皇位)を保とうとしても、どうして理に当るだろうか。

これをもつて思えば、累卵の類崑(卵を積み重ねたところ)の下に臨むよりも危く、朽索の深淵(腐った縄の沈んだ深み)の上に乗るよりも甚しい。たとえ吾が国に異姓の窺視(諸家族による王朝の奪い取り)を無からしめても、宝祚の修短(皇位の長い短)は、多くこの理によるものである。

しかのみならず、中古(ほぼ平安末)以来、兵乱が打ち続き、皇室の權威は遂に衰えてきたのは、甚だ悲しいことだ。太子はよくよく前代の興廃してきた理由を察し観られるがよい。殷鑑遠からず(殷が夏の滅びた例を鑑としたように)、明白な身近い目前にあることを手本とされよ。いわんや今は澆漓(道徳が衰え人情が薄い世の末)に及んで、人々が皆暴悪になっている。知恵が万物に行きわたり、才能が平常時も非常時も経験していなければ、ど

て、勢い必ず士崩瓦解に至るであろう。愚かな人々は、時の変化に思い至らず、昔年の泰平に慣れて今日の衰乱を計ろうとしているが、甚だ謬った考えなのだ。

近代の君主は、いまだこのような時期に際会しておられないが、恐らく太子が登極(即位)されるころ、この衰乱の時運に当たるであろう。だから、内に哲明の叡聰(明快な英知)があり、外に通方の神策(有効な政策)があるのでなければ、乱世の国に立つことができない。それゆえに自分分は強く学問することを勧めているのだ。今時の庸人は、いまだこの機運を知らない。どうか神襟(太子の叡慮)を、このような弊風の世に廻らせられたい。

(6)詩経・書経や礼楽によらなければ、世を治めることができない。それゆえ、寸陰を惜しみ、夜も昼も続けてよくしく研精されなければならない。たとえ学問が諸子百家に涉り、口で六藝(士大夫が修行すべき学芸の礼儀・奏楽・弓射・駅馬・書道・算学)を読誦しても、儒教の奥旨を習得することはできない。いわんや学問

を深く究めない凡庸な者が国家を治める方策を求めるのは、蚊や虻が遠く千里も飛ばうと思つたり、鶴鵲が高く九天に登ろうと望むよりも愚かなことだ。

それゆえに、思つて学び、学んで思う(「論語」には「学びて思はざれば則ち罔し。思ひて学ばざれば則ち殆ふし」という儒教の經書に精通して、日々吾が身を省みるならば、学の本旨を得ることができるであろう。

およそ学問の要諦は、周ねき物の智を備え、未だ萌さない先を知り、天命の終始(すべて)に達し、時運の窮通(困窮と榮達を弁え、古の在り方を稽えて、先代の廢興した迹をよく考えれば窮り無いものである。あの諸子百家の名文を誦誦し、巧みに詩賦を作り、よく議論をするようなことは、多くの官僚などに掌るところである。君王たる者は、自らこれを勞する必要がある。

それゆえ、寛平聖主(宇多天皇)の御遺誠にも、「天子、雜文に入りて日を消すべからず云々」とある。近ごろ愚かで凡

うしてこのような悖乱(はいらん)(道理に外れ正道を乱すこと)の世俗を治めることができようか。けれども、凡庸な人々は、太平の時に眼が慣れてしまい、現今の乱を知らない。時が太平ならば、庸主(凡庸な君主)でも、何とか治めていくことができよう。だから、堯・舜のような聖人が人々の上に立つておれば、たとえ十人の桀・紂が下にいても世を乱すことができる。それは大勢が治まっているからだ。

(5)今の時は、いまだ大乱になっていないけれども、乱の勢いが萌してからすでに久しい。一朝一夕に進んだことではない。ゆえに聖主が位に居られるなら、無為にして治まるであろう。また賢主がいつも国政に当るならば、乱はないであろう。ところが、もし君主が賢聖でなければ、恐らく乱が数年後に起きるであろう。そして一たん乱に及べば、たとえ賢哲の英主であっても、毎月二ヶ月ほどで治まるはずがなく、必ず数年を待たねばならない。いわんや庸主がこのような時運に当れば、国が日々衰え政も日々乱れ

庸な儒者が学ぶ所は、いたずらに仁義の名だけ守り、いまだ儒教の本質を知らない。勞するばかりで功が無い。司馬遷が『史記』列伝の太史公自序で「儒者は博くして要寡く勞して功少し。これをもつてその事(くは)は從ひ難し」というとおりである。

(7)また近ごろ、一群の学徒が、僅かに聖人の一言を聞いて、自ら程々の説や、仏老(仏教と老子の教えの詞を借りて、みだりに折中の義を立て、湛然虚寂の(そらぞらしい)理を以て儒教の本質となすが、何ら仁義忠孝の道を知らない。法度に協われないし、礼儀も弁えていない。無欲清淨ということは取るべきものであるが、ただこれは老莊(老子・莊子)の道であつて、孔孟(孔子・孟子)の教えではない。これは並びに儒教の本質を知らないもので、取るべきではない。

たとえ学問の道に入っても、なおこのような失が多い。深く自らこれを慎み、よろしく益友(正直で誠実な見識の高い友人)をえて切磋(勉勵)むこと)されるべきだ。

学ぶこと自体に誤りがあれば、道正しい道理から遠くなってしまう。いわんや他の事においてをや。深く試めて必ずこれを防がなければならぬ。

しかるに、近ごろ（太子が）少人（徳の少ない人）から習い染まっている所は、ただ俗事のみにとらわれており、性は相近くみえるが、本質の習得には遠い。たとえ生来の徳を備えていても、なお陶染（よくない考えがしみこむこと）を恐れる。いわんや上智すぐれた知恵に及ぶことはできない。徳を立て学を成すの道には、かつて由る所がない。ああ悲しいことだ。これでは先皇の緒業（先帝たちの始めた事業）も、この時にたちまち墜ちてしまうであらう。

（8）自分は性拙く智が浅い。けれども、あらあら典籍を学び、徳義を成し、王道を興そうと思うのは、ひたすら宗廟（祖靈を祀る所）の祭祀を絶やしてはならないからである。その宗廟祭祀を絶やさないためには、よろしく太子の徳があることに懸っている。しかるに今（太子が）徳

を疎かにして修めなければ、学ぶ所の道も、一たん溝壑（谷間）に填めて、また用の立たないようにしてしまう。これにより、胸を撃たれて哭泣し、天に叫んで大息（慨嘆）せざるをえない。五刑の属（咎・杖・徒・流・死のような重罪）がさまざまあるけれども、不孝の罪より大きいものはない。不孝の最も甚しいのは、祖先祭祀を途絶えさせることだと、畏れ慎まなければならない。

もし学功が立ち、徳義が成るならば、ただに帝業を今の世で盛んにするだけでなく、また美名を来世に残し上は大孝を代々の先祖に致し、下は厚德を多くの人々に与えることになろう。そうなれば、高くして危くなく、満ちて溢れないから、楽しいではないか。一時的に屈（行き詰まり）を受けても、長期的に榮（名譽）を保つことができるならば、そのような屈も受け入れることができる。

いわんや墳典（盛り沢山の古典）に心を樂しませれば、塵累の纏索（世俗の積もる煩い）がなく、書中に故人に遇い、聖賢と

交わりを結ぶことができる。一窓（部屋）を出なくても遠い千里の外まで観たり、短時間で遙か万古を経ることもできる。楽しみの最も甚しいのは、これに過ぎるものがない。道を楽しむのと乱に遇うことの憂いと喜びの異るのは、同日に語ることができない。

どうか自身で、そのどちらを択ぶべきか、よろしく審かに考えてみたい。

『誠太子書』の伝来と今上陛下

以上のごとく、『誠太子書』は花園上皇が「太子（量仁親王）」のために書かれたものである。その主要な眼目は、「諂諛の愚人」が「吾が朝は皇胤一統」だから「徳は微なりと雖も、隣国窺視の危き無く、政は乱ると雖も、異姓篡奪の恐れも無し」と思い込んでいることを「謬り」と退けたうえで、「余」自身が「典籍を学び、徳義を成し、王道を興さんと欲するは、ただ宗廟の祀を絶たざらん為めのみ」であるが、「宗廟の祀を絶たざるは、宜しく太子の徳に在る」のだから、「もし学功立

ち、徳義成らば……上は大孝を累祖に致し、下は厚德を百姓に加へん」ことができるよう、真剣な学徳の修得を強く勧められたのである。

この貴重な帝王学の教訓書は、その後どのように伝えられてきたのだろうか。それを確められる史料はほとんど公表されていない。

ただ、わずかに貞成親王（後崇光院（一三七二）一四五六）の『看聞御記』永享六年（一四三四）三月二十四日条に「誠太子書一帖（花園院御作。光厳院春宮（皇太子）の時、御学問の事を進めらるなり）……これを進む」とみえる。

これによれば、本書は「太子」光厳天皇（一二三三―一三六四、在位一二三三―一二三三）の曾孫にあたる貞成親王（一二七二―一四五六）の手もとにあったが、それをその子の彦仁王（後花園天皇から求められて、おそらく自ら書写して進献されたのである）

ちなみに、この「太子」は花園天皇から譲位された後醍醐天皇の後の皇太子と定められていたが、政変のため足利氏に

よって擁立された①光厳天皇である。

しかし、病弱のため二年弱で退位（隠岐から都へ戻られた後醍醐天皇により廃位）された。しかも、その後は同母弟の豊仁親王

②③光明天皇（在位一三六四―一三八四）が北条氏によって擁立された。さらに、その後も光厳天皇の皇子兄弟が④⑤崇光天皇・⑥④後光厳天皇——その後は後光厳天皇の子と孫が⑥⑤後円融天皇・⑥⑥後小松天皇として継承された。

その後小松天皇は、明德三年（一三九二）南北朝の合体が実現して第一〇〇代となられ、次の第一〇一代を皇子（称光天皇が継がれた。しかし、称光天皇は病弱のため皇子に恵まれないので、父君の後小松上皇が再従兄弟にあたる貞成親王を推す動きもあった）

ところが、後小松天皇の崩御された正長元年（一四二八）、親王は既に五十七歳で伏見宮家三代目を継ぎ、出家もしていたから、その第一王子彦仁王が上皇の猶子とされ、第一〇二代の後花園天皇（一四一九―一四七二）として立てられた。この即

位から六年後、後花園天皇（十六歳）は、父君の貞成親王（五十七歳）が書写された本書を受贈されたのである。

しかも注目すべきことに、この永享六年（一四三四）、貞成親王は本書を書写して進呈されたのみならず、自ら纏め上げた一書を後花園天皇の「見参に入れ」『悦び思し召され』ている（『看聞御記』同年八月二十七日・九月一日条。それは既に二年前『正統興廃記』と名付けて完成され、その後手を加えて『椿葉記』と改名して献上されたのである）。

この『椿葉記』は、伏見宮家の来歴と盛衰を述べた後、僅か十歳の若さで即位した我が子に立派な天皇となつてほしいという願いをこめて、何より学問を修められるべきこと、とりわけ和漢の文学と才芸を嗜み、群書に通じ和歌を詠むこと、雑訴などには有能な臣下に任せるか先例や故実に従つて沙汰すべきこと、が具体的に示されている。これは『誠太子書』を受け継ぐ実践的な指南書といえよう。

それを承けて、後花園天皇は、和漢の

古典を熱心に勉強され、四十六歳で讓位する際、皇太子成仁親王に「御文」を贈り「御学文を先づ本とせられ……能く御稽古候べく候。その外に公事から詩歌・管絃・御手跡(習字)など」に励むよう勧めておられる。

このような学問を尊重する伝統は、その後の歴代に引き継がれてきた。それは第一二六代の今上陛下も例外ではない。その概要は、小田部雄次氏の近著『皇室と学問』（星海社新書）第五章「令和の天皇と水の研究」にも記されているが、そこに触れられていない重要な一点を紹介して本稿の結びとしよう。

蘭部英一氏編「新天皇家の自画像」(文春文庫、平成元年刊)は、現上皇陛下の皇太子時代における「記者会見全記録」であるが、その中に今上陛下の皇孫浩宮時代における会見記録も含まれている。

これによれば、昭和五十一年（一九七六）六月、浩宮殿下（十六歳）の教育（いわゆる帝王学）について美智子妃殿下（四十一歳）が「（昭和の天皇）陛下、（皇太子）殿下に触れて

鎌倉後期～室町前期の歴代天皇略系図

